

國學院大学法学部生の皆さんへ

末延財団「新型コロナウイルス被災支援金」の学生給付について

今般公益財団法人末延財団では、新型コロナウイルス感染拡大に伴い修学継続が困難となっている学生（ただし、法学部生限定）への支援を行うこととなり、本学の法学部生についてもその対象として認められました。具体的にどのような方法で支援を行うかに関しては各大学に任されておりますが、本学法学部は、支援を必要としている法学部生に対して1人あたり10万円を給付することとしました。各学年2名ずつ、学部全体で8名が対象となります。その他詳細については下記をご覧ください。

新型コロナウイルスにより経済的に影響を受けている方は是非ご応募ください。

記

1. 給付人数および金額：  
8名／1人あたり金10万円  
原則として1学年2名ずつ（ただし、応募人数等によって調整する場合があります）
2. 受給要件（①②をともに充足することが必要です）  
①新型コロナウイルス感染拡大に伴い、経済的に困窮していること  
②意欲的に勉学に取り組んでいること  
なお、現在休学中の方は応募できません。
3. 選考方法：  
書類選考および面接  
なお、面接は書類選考に合格した人についてのみ行います。面接日時は、書類選考合格者に個別に通知します。
4. 提出書類：  
（1）支援金願書  
形式は自由です。ただし、次の事項を必ず記載してください。  
①学年  
②氏名（ふりがな）  
③生年月日・年齢  
④本人及び家族の現住所・郵便番号  
⑤本人の電話番号・メールアドレス  
⑥同一生計の家族の構成（氏名・勤務先若しくは所属学校名〈学年〉・年齢・両親保証人の年収）

- ⑦本人の高校卒業からの履歴
- ⑧本人の月平均生活費（収入及び支出）
- ⑨実家を離れて生活している場合には1月あたりの家賃の額
- ⑩奨学金受給歴
- ⑪支援金希望の理由・使用目的

なお、末延財団より、支援金の使途は「新型コロナウイルス感染拡大に伴い、経済的に困窮等している学生を対象とした生活補助等」に限定されておりますので、新型コロナウイルスによってどのように経済的に困窮しているかという点についてはできるかぎり詳しく記載してください。

(2) 収入に関する証明書 ※P.3をご覧ください。

(3) 新型コロナウイルスの影響によって収入が減少したことを証明する書類（任意）  
コロナ前とコロナ後のバイト代を証明できる書類や預金通帳の写し（コロナ前とコロナ後の金額が印字されているもの）など、可能であれば提出してください。

5. 書類提出締切：11月12日(金)→**11月19日(金)** 郵送の場合は必着  
**※提出締切が延長になりました。**

6. 郵送・願書提出先

[窓口] 学生生活課（渋谷キャンパス）9：00～18：00 ※事務休止時間を除く

[郵送先] 〒150-8440 東京都渋谷区東4-10-28

國學院大學学生生活課 末延財団コロナ支援金係在中

7. 最終決定時期：12月上旬

以上

## 【添付する証明書】

	【収入に関する証明】出願者全員が提出する書類	発行先
<b>必須書類</b>	<p>「令和2年分 所得証明書」（令和2年1月から令和2年12月分の収入が対象） 無職、専業主婦等で無収入の場合も、父母・同一生計の祖父母、各々必ず提出してください。</p> <p>※証明書の名称は、自治体により「課税証明書」「非課税証明書」等、異なります。</p> <p>【注意事項】 ①「源泉徴収票」「確定申告書（控）」ではありません。 ②令和2年分の収入、所得の種類、内訳と金額が明記されたもの ※所得金額や配偶者控除・扶養控除が「*（アスタリスク）」で目隠しされている、もしくは「以下余白」と表記されている証明書は不可。</p> <p>例えば、家事専業である方が収入が無いという理由で住民税申告をされていない場合は、役所側は申告が無いがゆえに収入金額「0円」であることを確認できません。そのため、証明書の記載を「*」表記もしくは「以下余白」表記とせざるをえなくなります。金額表示への変更手続きについては、在住の市区町村役所にお訊ねください。</p>	市区町村役所

下表①～⑤対象者の方は、「所得証明書」の他に、下記書類を提出してください。

区 分	【収入に関する証明】必要に応じて提出する書類(①～⑤該当者)	発行先
① 年金受給者世帯	受給中の年金すべて（厚生年金、基礎年金、企業年金等）の「 <b>年金の源泉徴収票</b> 」コピーを提出してください。源泉徴収票が無い場合や障害年金、遺族年金の場合には、「 <b>年金振込通知書（ハガキ）</b> 」 <b>両面コピー</b> （宛先を含む）を提出してください。	市区町村役所 日本年金機構等
② 令和2年1月以降退職し、現在無収入の方	「 <b>収入に関する事情書</b> 」を提出してください（書類は学生生活課・たまプラーザ事務課で配布します）。	学生生活課 たまプラーザ事務課
③ 令和2年1月以降就職又は転職された方	現在の勤務先から「 <b>年間給与見込証明書</b> 」または <b>最新の「給与明細」3カ月分のコピー</b> を提出してください（給与明細書には、氏名・支給月額（税込総支給額）・勤務先名・支給年月が記載されていること）。	勤務先
④ 生活保護世帯	受給金額が明記された「 <b>生活保護決定通知書</b> 」を提出してください（コピー可）。	市区町村役所等
⑤ 失業中の方	雇用保険（失業保険）を受給している場合、「 <b>雇用保険受給資格者証</b> 」（コピー可。氏名・離職年月日・基本手当日額・所定給付日数が明記されていること）。	ハローワーク

☆各種証明書類に＜マイナンバー＞の記載は不要です。

▲不明な点は遠慮なく学生生活課にお訊ねください。